

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人夫婦間に別離が生じていた平成23年5月分から平成25年3月分までは夫婦それぞれに月額3万円が、また申立人夫婦が同居して以降も両親との別離が継続していた同年4月分から平成26年8月分までは夫婦合わせて月額3万円が賠償されたほか、申立人夫婦が同町内に有していた墓の移転費用について、墓石解体費用の全額及び避難先における墓石等建立費用の7割（ただし、既払金150万円を除く。）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金3,788,660円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年7月14日

(仲介委員 中尾 正浩)

和解契約書別紙

令和〇年(東)第〇号

申立人 X1 X2

損害項目	内 訳	期 間	和解金額
避難費用	宿泊費	H23.3.12 ~H23.5.26	200,000
生活費増加費用	宿泊費		22,940
精神的損害	増額分	H23.5.1 ~H26.8.31	1,890,000
その他	墓石等建立費用		1,118,000
	墓石解体費用		530,000
	墓地移転に伴う交通費		27,720
合計			3,788,660